

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 健康増進課

|           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| 不利益処分の内容  | 栃木市健康福祉センター利用承認の取消し   |                                  |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市健康福祉センター条例第9条  |                                  |
| 処分基準      | 根拠条項  | 栃木市健康福祉センター条例第8条、第9条             |
|           | 参考事項  | 栃木市健康福祉センター条例施行規則                |
|           | 設定等年月日  | 平成26年 4月 5日設定<br>平成29年 4月 1日最終変更 |
|           | <p>【 基 準 】</p> <p>1 健康福祉センター利用承認の取消し</p> <p>(1) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>ア 利用者が栃木市健康福祉センター条例又は栃木市健康福祉センター条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>イ 利用者が利用目的以外に利用したとき。</p> <p>ウ 利用者が虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) (1)の規定に基づく処分により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>2 権利の譲渡等の禁止</p> <p>利用者は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。</p> |                                  |
|           |   |                                  |